

第 47 回 大阪府障がい者施策推進協議会 議事録

日時：令和元年 12 月 24 日（火）
午前 10 時から 12 時

場所：日本赤十字会館
3 階 会議室 302・303

出席委員（五十音順、敬称略）

井手之上 優	社会福祉法人	大阪社会福祉協議会	会長
大竹 浩司	公益社団法人	大阪聴力障害者協会	会長
小野 達也	桃山学院大学	社会学部 社会福祉学科	教授（会長）
河崎 建人	一般社団法人	大阪精神科病院協会	会長
倉町 公之	公益社団法人	大阪府精神障害者家族会連合会	会長
黒田 隆之	桃山学院大学	社会学部 社会福祉学科	准教授（会長職務代理者）
坂本 ヒロ子	社会福祉法人	大阪手をつなぐ育成会	理事長
塩見 洋介		障害者（児）を守る全大阪連絡協議会	事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人	大阪府人権協会	業務執行理事兼事務局長
関川 芳孝	大阪府立大学大学院	人間社会システム科学研究科	教授
高橋 あい子	一般財団法人	大阪府視覚障害者福祉協会	会長
武田 勝玄	大阪府町村長会	河南町長	
辻川 圭乃		弁護士	
壺井 一平	大阪ともだちの会	全国本人活動連絡協議会	
寺田 一男	一般財団法人	大阪府身体障害者福祉協会	会長
原 健一郎	社会福祉法人	四天王寺福祉事業団	法人本部副部長
福田 啓子	一般社団法人	大阪自閉スペクトラム症協会	理事
古田 朋也		障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議	議長
松上 利男	一般社団法人	大阪府知的障害者福祉協会	会長
松本 信代	特定非営利活動法人	大阪難病連	理事長
松本 親明	公益社団法人	関西経済連合会	理事・労働政策部長
山本 深雪		大阪精神障害者連絡会	代表
吉田 文	大阪保健医療大学	保健医療学部 リハビリテーション学科	教授
吉田 初恵	関西福祉科学大学	社会福祉学部 社会福祉学科	教授

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第47回大阪府障がい者政策推進岸協議会を開催させていただきます。委員の皆様がたにおかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、障がい福祉室障がい福祉企画課と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは開会にあたり、福祉部長の岸本より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局

福祉部長の岸本でございます。今日は、大変御多忙のところ、本会協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃は行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。本協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今日はまず、第4次大阪府障がい者計画の平成30年度の実績につきましてご報告をさせていただきます。計画の最重点施策でございます地域移行の推進、障がい者の就労支援の強化施策の谷間にあった分野への支援の充実など、様々な課題がございますが、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。またあわせまして、令和3年度開始年といたします第5次大阪府障がい者計画の検討状況を報告いたしたいと存じます。今年度設置いたしました計画検討部会におきまして、令和という新たな時代における福祉、障がい福祉行政の進むべき方向を意見具申として取り取りまとめるべく精力的にご議論を頂いているところでございます。現行計画の着実な実行を図りながら、今後この意見具申をもとに、来年度新たな計画を作成してまいりたいと存じます。計画の基本理念でございます「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」の実現に向けまして、障がい者の皆さま、事業者、市町村などの多様な主体の参画と協働によりまして、社会全体での取り組みとしてまいりたいというふうに考えてございますので、委員の皆様におかれましては、一層のご協力をお願い申し上げます。限られた時間でございますけれども、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、冒頭のご挨拶といたします。今日はどうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局

岸本部長は公務のため、ここで退席させていただきます。ご了承願います。今日は、今年度最初の協議会であり、新たにご就任いただいた委員の皆様が多数おられますことから、改めまして委員の皆様をご紹介させていただきます。

大阪府社会福祉協議会会長の井手之上委員です。

大阪精神科病院協会会長の河崎委員です。

大阪府精神障害者家族会連合会会長の倉町委員です。

桃山学院大学社会学部教授の小野委員です。

大阪聴力障害者協会会長の太田委員です。

桃山学院大学社会学部准教授の黒田委員です。
大阪手をつなぐ育成会理事長の坂本委員です。
障害児（者）を守る全大阪連絡協議会事務局長の塩見委員です。
大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長の柴原委員です。
大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の関川委員です。
大阪府視覚障害者福祉協会会長の高橋委員です。
大阪友達の会全国本人活動連絡協議会の壺井委員です。
河南町長の武田委員です。
弁護士の辻川委員です。
大阪府身体障害者福祉協会会長の寺田委員です。
四天王寺福祉事業団法人本部副部長の原委員です。
大阪自閉スペクトラム症協会理事の福田委員です。
障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長の古田委員です。
大阪知的障害者福祉協会会長の松上議員です。
大阪難病連理事長の松本委員です。
関西経済連合会理事労政労働政策部長の松本委員です。
大阪精神障害者連絡会代表山本委員です。
大阪保健医療学部保健医療大学教授の吉田委員です。
関西福祉科学大学社会福祉学部教授の吉田委員です。

なお、本日、神戸大学大学院教授の河崎委員、並びに大阪府医師会の中尾委員、泉大津市長の南出委員、大阪障害者スポーツ協会の宮村委員につきましては、ご欠席となります。現在の委員は配付しております名簿の通りでございます。本日は、委員数 28 名のうち、24 名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。左上をクリップ止めさせていただいておりますが、1 枚目に、次第がございましてめくっていただきまして 2 枚目に、A4 縦両面の委員名簿と、裏面に配席図が記載されたものが 1 枚ございます。その次がですね、A3 横両面で、右上に資料 1-1 と書かれた冊子が一部。その次がですね A4 縦右上に資料 1-2 と書かれた冊子が一部。その次に A4 横で右上に資料 2 と書かれた 2 枚綴りのものが一部。その次に A4 縦の右上に資料 3 と書かれた冊子が一部。その次に、右上に資料 4-1、2 枚目が右上に資料 4-2 と書かれた 2 枚綴りのものが一つ。最後に A4 で右上に参考資料と書かれた冊子がついているものがクリップ止めされた会議資料となっております。それから、追加で A4、1 枚、タイトルが第 47 回大阪府障がい者政策推進協議会における意見ということで、委員からの提供資料ということで 1 枚ペーパーを追加しており

ます。資料の過不足等ございましたら事務局までお知らせ願います。

なお、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会も原則として公開としております。また、配布資料と共に、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者の情報保障と会議の円滑な進行のため、御発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

それではまず初めに、昨年度末の牧里前会長のご退任をうけ、本日までの間、桃山学院大学の小野委員に会長の職務代理をお務めいただいておりますが、改めて会長の選出を行いたいと思います。大阪府障がい者施策推進協議会条例第4条第1項の規定により、会長選出は、委員の互選によって定めることとされております。会長の選出につきまして、どなたかご意見はございますでしょうか。

○委員

お話していただいております様に、今まで会長の職務代理をお勤めいただいております小野委員に、引き続き会長として推薦したいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

ただいま小野委員をご推薦いただきましたが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○事務局

ありがとうございます。それでは、改めまして小野委員に本協議会の会長をお願いしたいと存じます。小野委員は、お席の移動をお願いします。

それでは、小野会長には、大阪府障がい者施策推進協議会条例第4条第3項の規定に基づき、職務代理者を指名いただき、以降の議事進行をお願いしたいと思います。小野会長よろしく申し上げます。

○小野会長

はい、皆様おはようございます。ただいま、会長に指名いただきました、桃山学院大学の

小野と申しますよろしくお願いいいたします。大変なことになってしまったと個人的には思っておりますが、ぜひ皆様のお力添えで、少しでも障がい問題が良い方に進むように邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

はいそれでは今ご紹介いただきました通り、まず最初に職務代理という形で代理者を指名する必要がございますので、黒田委員の方にお願いいしたいと思っております黒田委員よろしいでしょうか。

○黒田委員

はい。

○小野会長

よろしくお願いいいたします。はいそれでは本日の議題は三つでございます。先ほど御紹介いただきました、まず第一に第4次大阪府障がい者計画平成30年度の実施状況についてというものがございます。2番目が大阪府障がい者施策推進協議会、各部会の平成30年度活動報告について。そして第三点目が、第五次大阪府障がい者計画策定検討部会の検討状況についてということで議事を進めてまいります。

非常に膨大な内容になっておりますので、ぜひ皆様、積極的にご発言いただくとともに12時までという時間がございますので簡潔にご発言いただければありがたいと思っております。はい、それでは早速一つ目の議題、第4次大阪府障がい者計画の平成30年度実施状況について事務局から説明をお願いいいたします。

○事務局

障がい福祉企画課と申します。事務局の方から議題1についてご説明させていただきます。こちら議題1なんですけれども、第4次後期計画ということで、平成30年度の実績でございますけれども、平成30年度と申しますのは、この第4次大阪府障がい者計画後期計画を策定した1年目ということになります。また、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の1年目ということでございまして、そういうところの計画の実績値ということでございます。第4次の計画につきましては、令和2年度までの計画期間ということで設けさせていただいております。令和3年度からの次期計画につきましては、議題3の方で取り上げさせていただいておりますけれども、今年度部会を立ち上げていただきまして、ご議論いただいているところでございます。予定といたしまして、来年度に、この今の第4次計画の取り組みというものを総括させていただきまして、こちらの推進協議会の方にご報告をさせていただき、ご意見を頂くということで予定をしております。

第4次計画におきまして今の現計画でございますが、部長の挨拶でも申し上げましたように最重点施策というのを三つ設けております。入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進、障がい者就労支援の強化、施策の谷間にあった分野への支援の充実という3

点の取り組みを特に重点政策ということで進めておるところでございます。この実績につきまして資料 1 の資料 1-2 ということで用意はさせていただいておりますが、大変ボリュームの多い資料となっております、時間の関係上は全ての取り組みということをちょっとご説明させていただくのは本日割愛させていただきまして重点政策を中心に説明をさせていただきます。

この重点政策につきましては、福祉計画の実績、ほぼ同じものになりますので、本日は、主に資料 1-2、障がい福祉計画の実績でご説明させていただこうと思います。資料 1-2 の「第 5 期大阪府障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画 平成 30 年度実施状況」の御用意をお願いいたします。まず 1 ページ目でございます。これは第 5 期の福祉計画の PDCA サイクル管理シートということで、成果目標等の評価取り組みといったものをまとめたものでございます。

そうしましたら、まず資料 1-2 の施設入所者の地域生活への移行でございます。令和 2 年度末までの目標値としまして、地域移行者数を 535 人、施設入所者数の減少ということで、116 人という目標を掲げております。こちらは平成 28 年度末の施設入所者数というのが起点となつての目標値となっております。実績でございます。前年度までの実績を合わせた累計といたしまして、地域移行者数 238 名ということで、44.5%の進捗でございます。施設入所者数の減少という方は平成 30 年度末で 74 名ということになっております。続きまして評価・取組というところでございますが、30 年度につきましては、地域移行者数の減少、こういったことを踏まえまして、地域生活の支援体制をより充実する必要があるということで、令和元年度、今年度におきましても障がい者自立支援協議会の基盤整備促進ワーキングというところで議論を行いまして、ワーキンググループの方からの提言ということで、施設入所者の地域移行の推進に関する助言というのを取りまとめたいただいたところでございます。この提言内容を踏まえまして、広域的に必要な支援策というのを検討しているところでございます。また、昨年度、平成 30 年度に続きまして、施設入所者の重度化、高齢化を踏まえて、地域移行の受け皿となるグループホームの体制強化に関する国への要望というのも行ったところでございます。

続きまして 3 ページをお願いいたします点字版資料は 8 ページでございます。精神科病院からの地域移行ということで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という目標でございます。こちら令和 2 年度までの目標値といたしまして、大阪府と全ての保健所圏域、市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場というものを設置しましょうというものになっております。この他、精神科病院における 1 年以上長期入院患者数というのを 8823 人以下にしましょうというもの。あと入院後 3 ヶ月時点の退院率 69%以上、入院後 6 ヶ月時点での退院率を 84%以上、入院後 1 年時点での退院率を 90%以上としましょうというものとなっております。実績でございます。実績といたしまして、大阪府の協議の場というものは設置済みでございます。保健所圏域ごとでは 12 の保健所圏域、市町村ごとでは 19 市町村ということになっております。1 年以上の長期入院患者数という

ことで、9198名となっております。入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点での退院率でございますけれども、こちらが29年度から国の算定方法というのが変更されたことに伴いまして、平成30年度実績の公表が今年度末以降というふうになっております。

ちなみに29年度に関して、3ヶ月後、6ヶ月後、1年後なんですけれども、それぞれ63.4%、82.1%、89.8%という状況でございます。続いて評価と取り組みといったところでございますが、市町村ごとの協議の場の設置、運営支援といたしまして、手引書として作成したものを使い、引き続き市町村に働きかけております。また29年度から実施しております長期入院精神障がい者退院促進事業におきまして、こちらで広域コーディネーターを配置し、精神科病院の職員の方に対する、地域移行に関する理解促進であったり、地域移行の可能性のある患者の方々への支援等を行っているところでございます。令和元年度におきましても、これまでの取り組みにおける効果や課題というのを検証、検討しているところでございます。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。点字版は15ページをお願いいたします。こちら地域生活支援拠点の整備というふうになっております。令和2年度までの目標といたしましては、市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つ整備しますというような目標値になっております。実績でございます。30年度の整備済みというところが8市町というふうなところになっております。評価と取り組みでございますが、評価のところでございます。地域生活支援拠点に必要な五つの機能というのは、なかなか全て整備するということであったり、緊急時の受け入れの確保といったところが課題となっているところでございますので、障がい者自立支援協議会基盤整備促進ワーキンググループを設置しまして議論いただくとともに、近畿ブロック会議というのを開催いたしまして、最新の事例の情報提供であったり市町村間の意見交換というのを行ったところでございます。令和元年度におきましても、こちらのワーキンググループでの議論に基づきまして、「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」というものを取りまとめ、市町村ヒアリング等において周知や働きかけというのをしているところでございます。

続きまして6ページでございます。点字の資料は18ページをお願いいたします。A3番の大きい資料1-1のうちの者計画の方の生活場面におきましては3の働くというふうにございまして、資料1-1、21ページ目から掲載している内容に該当するところでございます。福祉施設からの一般就労への移行というところでございます。目標値といたしましては、福祉施設から一般就労への移行ということで1,700人、就労移行支援事業の利用者数を3,777人、就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業者の割合を5割、就労定着支援事業における1年後の職場定着率を80%、就労継続支援B型事業者における工賃の平均額を1万4,200円というような数値目標を掲げているところでございます。平成30年度の実績でございます。実績といたしましては、一つ目の福祉施設からの一般就労への移行と、下から二つ目になります。就労定着支援における1年後の職場定着率というのが、すでに令和2年度までの目標値というのを上回っているところでございます。一

方、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所の割合、就労継続支援B型事業所における工賃の平均額というのは、それぞれ3,593名であったり、40.3%であったり、1万2,009円というような状況になっているところでございます。定期評価と取り組みといったところでございますが、一般就労移行の方の数というのは、昨年4月からいわゆる障害者雇用促進法というのが改正されておりまして、雇用率の算定に精神障がい者が対象とされたということの影響というのも考えられるのではないかとということで、障がい種別ごとの一般就労者数というのを見ますと、平成30年の実績の1,838名中1,159人という方が、精神障がいもしくは発達障がい者であったという状況でございます。一方、就労移行率というのが3割以上の事業所の割合ということでございますが、こちらは増加傾向ということになっているんですが、依然として開設後2年以上経過している事業所のうち、2年連続で、一般就労への実績無の事業所の割合が高い状況、27事業所中21事業所というふうになっておりまして、事業所の質の向上に向けたより一層の取り組みとしまして平成30年度から就労アセスメント強化事業というものを行っているところでございます。アドバイザーの派遣などによる支援ということをさせていただいておりますが、こういったことを通じた支援力の向上とか研修ということで、事例の普及ということに取り組んでいくということとしております。就労継続支援B型事業者から工賃に関しましてですが、前年度に比べて500円ほど向上はしております。ただ、依然として全国平均が1万6,118円でございますが、こちらよりは低い状況というのが続いております。

こちらにつきましても、商品開発プロジェクトであったりセミナーの開催ということを引き続き行っていくこととしております。

続きまして9ページをお願いいたします。点字版資料29ページをお願いいたします。こちらが障がい児支援提供体制の整備ということで、A3の資料1-1の方の障がい者計画の方では11ページの生活場面2「学ぶ」というところと、26ページ目からの生活場面4「心や体、命を大切に」という二つの場面で掲載されている内容でございます。令和2年度末までの目標値といたしまして、児童発達支援センターから保育所等訪問支援を全ての市町村で設置するということと、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの事業所というのを全市町村で確保するということとしております。また30年度末までの目標といたしまして、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に対する協議の場ということで大阪府、保健所圏域、市町村に設置することとしております。実績につきまして、医療依存度の高い重症心身障がい児者に関する大阪府の協議の場というものは設置済みなんですけれども、それ以外は途上ということとなっております。医療依存度の高い重症心身障がい児等に対する協議の場については、引き続き関係機関等への働きかけというのを行っていくこととしております。これとともに改善のところになります。令和元年度の取り組みということでございますが、主に重症心身障がい児を支援する事業所については、令和元年度から研修事業等実施をさせていただいております。支援の質の

向上並びに事業所の新規参入の促進ということに取り組むこととしているところでございます。以上ご説明でございます。よろしくお願いいたします。

○小野会長

はいありがとうございました。ということで、平成 30 年度の実施状況についてのご報告をいただきました。それでは皆さんの方から今のご報告および実際、他にも資料がございまずので平成 30 年度の実施状況についてご意見、ご質問ありましたら、よろしくお願いいたしますと思います。いかがでしょうか。

○委員

よろしくお願いいたします。先ほどのPDCAサイクルのシートについていくつか意見を言わせていただきます。まず施設入所者の地域移行ですけれども、平成 29 年度は 130 人という実績になっておりますが、この内訳がですね、自立訓練事業の施設が 78 人、ほんでそれ以外の施設が 54 人というふうになっているかと思えます。自立訓練施設っていうのは約 2 年で退所するような施設なので、それと混ぜて指標表示されてるんですけども、今問題になっております、長期入所の問題というのはどちらかと言ったらそれ以外の一般の施設でありまして、今 54 人ということでは、40%ぐらいしか出ていないというようなところになっております。その内、地域移行支援を利用している人は実際には少ないというふうに聞いております。これではいかんだろうということで、もう少しですね、何年ぐらい入所しておられた方が、地域移行できてるのかっていうのを丁寧に分析していかないと駄目だなあと思えます。それに対して、改善の後のところですけども、具体策も非常に弱いなど。提言内容を出していただいた方がいいんですけども、提言を踏まえて広域的に支援、必要な支援策を検討するというだけで、施設にどういうふうに地域からアプローチをしていくのかあるいは地域と交流を進めるのかっていうような方策ですとか、一方でグループホームの増設策、重度の人が多く残っておられると思いますので、重度障がい者を受け入れられるようグループホームの増設策とか受け入れに当たってアドバイスができるスーパーバイズの機能とか、そういったことをぜひとも検討いただきたいなというふうに思っています。それからグループホームの体制強化について国に対して要望を行うだけではなくて、府でも何らかの加算ですとか、そういうのを検討いただけたらなというふうに思っています。それがまず 1 点です。

それから精神の退院促進についてですけれども、長期入院の精神障がい者退院促進事業は今年で 3 年目を迎えるということですが、もともと 730 人の地域移行を 3 年で進めるというような話でありましたけれども、実績は 30%ぐらいですよ。今年最終年度を迎えておりますが、来年度以降もですね、引き続き長期入院の退院促進事業を継続してコーディネーター配置等を進めていただきたいなというふうに思います。

それから 5 ページの地域生活支援拠点についてですが、今この間もですね、相談活動や

っておりますと、8050 問題っていうのは大変多く出ております。それで大阪市内でもまた障がい者の監禁事件が発生しました。そういうことがないように早くね、発見をして救出をしていくっていうような取り組みをどう進めていくのかっていうのは非常に急がなければなりません。ということで、広域的に必要な支援策について検討するとされてますけれども、受け皿の整備をどう進めるのか、これもグループホームの増設とかですね、スーパーバイザーっていうようなことが必要になってくるかと思えますんでその検討をお願いしたいのと、軸となる相談支援がですね、まだまだ大阪は弱くて、というのは重度障がい者が多いので、一件のケアプランに非常に多くの労力がかかっているということで、年間 30 ヶ所の指定相談支援事業が廃業、撤退しているというような状態にあたりします。相談支援をしっかりと支えながら、8050 にも対応していける基盤作りが必要かと思えますんで、そういったことをぜひともご検討いただきたいなというふうに思います。

それから 7 ページ 8 ページのところですけども、就労 B 型の問題ですが、平均工賃 1 万円未満の減算問題っていうのが厚労省の報酬改定によって発生しています。今まで大阪ではですね、重度の精神障がいの人の地域の日中の居場所として、就労 B 型が活用されてきた経過があります。作業所運動からの経過なんですけれども。ですので、小日数短時間利用の利用者が非常におられます。ですので、それを頭割りですますとどうしても平均工賃が下がってしまうということになりまして、1 万円未満のところが多い出ておりまして、年間 300 万から 500 万、もう減算になってるというふうに言われています。もう実績を見てもですね、平均工賃 1 万円未満の市町村が 10 数市ございますのでこれについてですね、やはり頭割りですると、重度の方で短時間利用の人が多いところはどうしても平均工賃が下がってしまいますので、これについて国に対してですね、承認する短時間利用の人を平均工賃カウントから外すなどの対策が必要かと思えます。これについて国に対してしっかりと要望していくということ、これ取組等のところには何も書かれてないんですけれどもぜひ盛り込んでいただきたいなというふうに思っております。

それから最後、9 ページ、障がい児支援の体制ですけども、福祉型障がい児入所施設の問題でですね、今現在厚労省の方でも検討されておりますけれども、年齢超過者の地域移行を進めるということで、来年度末までにそれを解消するんだという、いよいよ期限を迎えておりますので 1 年ちょっとでですね、年齢超過者の地域移行を進めていかないといけないんですけれども、大阪府では、管轄の施設では 13 人ですけども、大阪府で調べてみるとですね、今現在 48 人も年齢超過者が残っているっていうことはわかりまして、その人たちを、あと 1 年ちょっとで地域移行を進めなければならないという問題になっております。特に行動障がいの人は非常に多いというふうにも聞いておりますし、30 代、40 代、50 代の方がまだ児童施設、小さいね設備とこのサイズのところで過ごしておられるっていう問題がありますね。これについてですね、もちろん児童の環境ですとおらせるのはよくないだろうということで地域移行を進めていかなければならないんですけれども、その受け皿をやっぱり重度の障がい者に対応できるグループホームをどう増やすのか、仕組みをどう

するのかっていうのが喫緊の課題にもなっているわけですがけれども、大阪府としてですね、府管轄の 7 施設だけではなく、全域でどれぐらいの年齢超過者がおられるのか、あるいは他府県の児童施設によって入っておられる年齢超過者はどれぐらいおられるのか、ぜひ調べていただいでですね。あと 1 年でみなし利用も廃止しますみたいに言われる可能性もありますので、その対策を講じていただけたらというふうに思います。

○小野会長

はいありがとうございました。委員の皆さんから、最初何かご意見聞こうと思いましたがかなり出していただきましたのでまず今の時点で一度ちょっと応答してもらえればと思います。主に 5 点ぐらいですかね、出てきたと思いますが、よろしいでしょうか。他に関連したご質問があれば今のところに関連したご質問があれば最初に聞きましょうか。

○委員

関連してですね、施設入所者の地域移行のことなんですけども、地域移行のですね移行先っていうのはやっぱりグループホームということが、あの資料にあると思うんですけども、これについてですね、実際にですねグループホーム建設について地域の理解が得られない、反対運動が結構起こってまして新聞の記事、私も見たんですけども、過去 5 年間で 21 都道府県で 68 件の発表とか、あと施設の建設ですよ、あのグループも含めてね、大阪 9 件ということ。だけど実際中止の要望多いと思うんですね。私ども、もう反対運動に会いましてし反対運動だけではなくて、土地の購入書を持ったら購入先の地主さんとかそういうから住宅を借りるときの所有者の方がですね、「反対」とか「いらない」とか、あるいはわざわざ地域の人が圧力かけて、そういうのを建てることについては反対だと。するとですね、みんな反対してるんだからみたいな形で建設できなかったというようなことも含めるとですね、私ども法人でももうグループホーム等でも本当に 10 回以上の建設が断念するというような状況がございますので、この辺の本当実態についてですね、調べていただきたいし対策もお尋ねいただきたいと、なかなか地域移行が進まないという状況が一つあります。

それとグループホームについては割と規模の問題とか、要するに同一敷地内にどうのこうのとかですねそういうことが先行して議論されてまして、今後続いて事業者として一定の見解があるんですけども、それ以前に支援のあり方についてですね、議論されてませんよね。私はやっぱり、今意思決定の支援っていうことが非常に重要ですし、本人のニーズベースの支援をしていくというところというところ、やっぱり意思決定支援の基本という様々な経験の支援なんで社会参加をどういうふうに進めるかとか、選択決定の機会をどうのようにつか、あるいはですね、表出コミュニケーションの支援とか、コミュニケーションできない、難しい所についてですね。それからグループホームの環境がですね本当に障がい特性に合った合理的な環境を提供できてるかとかですね。そういうような中身の問題の議論というのをぜひしていただきたいと思うんですね。実際規模とか、そういう問題以前のところ

でやっぱり議論してですね、ちゃんと標準化したモデル提示をすべきかなということですね。私ども今、強度行動障がいのある人たちのグループホーム建設してですね、開設したんですね。強度行動障がいのある人の多くがもうほとんど 11 年のグループホームだけでも、実際は世話人さんで対応してるんです。で、その世話人さんの確保ができなくて、この人材確保とっても本当に大きな課題で、もう事業ができないという状況まで来てますので、この対策をどういうふうに考えるかっていうことも大きな課題かなというふうに思っていますので、その辺も含めてですね、ご検討いただきたいというふうに思います。関連して、それだけです。

○小野会長

はい、ありがとうございました。いろいろ出てきましたので、まずその辺り関連するようなどころがありましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。まずはそこまでよろしいですか。

地域移行の問題、かなり大量に出ましたけれども、長期入所の問題あるいは今のあの地域の実際のね、地域コンフリクトというんですか、反対の問題とか、支援の内容というのは問題なんかについての言及もありましたが、この辺り応答できる範囲でということではまずよろしいでしょうかお願いします。

○事務局

生活基盤推進課でございます。まず委員の方から、ご指摘ありました、地域移行の件でございます。自立支援協議会の地域支援推進部会、基盤整備促進ワーキンググループでですね、地域移行を進めるためには、どのような観点からのアプローチが必要かというようなところ、昨年の 11 月から今年度の 7 月までに、4 回にわたってご議論いただいて、提言をいただいたというところでございます。この中でもですね、グループホームの増設というお話がございましたけれども、その重度の方をですね、受け入れられるグループホームの増設というものが必要であろうということですね、モデル事業ではございますけれども、昨年度のこの推進協議会の中でも、意見が出たところなんですけれども、民間の方ですね、力も借りながらですね、重度の方のグループホームというものをですね、設置促進に向けましてですね、少し来年度の予算要求に向けましてですね、現在財政課と調整をしているところでございます。合わせてですね、このアプローチにつきましてもですね、ワーキンググループでご意見をいただいたところでございますので、府内でですね、施設との対応であったりですね、あるいは入所されてる方のアプローチといったもので先進的にですね、先駆的に取り組んでいる市町村もございますので、そういった市町村とですね連携をしてですね、こういったことが有効なのかというものを一緒に考えていながら、府中にもこれを広げていきたいなというふうに考えてございます。

それから 2 点目のですね、長期入院精神障がいのですね、長期入院の件でございますけ

れどもこちらにつきましても現在維持しております退院促進事業が今年度末で終了という、いうことをになりますのでですね、このコーディネーターというものをですね、引き続き府の方で雇用した形ですね、来年度以降も事業を続けるべく、こちらも現在、今予算案要求中ということにでございます。府としては続ける意思を持って取り組んでいるところでございます。

最後の地域生活支援拠点の整備、こちらの方もですね、ワーキンググループの方でご議論をいただいてですね、地域生活支援拠点の整備促進に向けてと、こういうふうに府として、取りまとめをさせていただいて、この中で緊急時の形でそれから地域での対応する体制作りというものから市町村さん始めませんかというところで、現在、市町村さんの方にですね、取り組みの方を促しているところというところでございます、あわせましてグループホームの増設についてもぜひですね、予算化を実現をしましてですね、一步でも前に進められたらというふうに考えているところでございます。

委員の方からご指摘ありましたこの現在入所されてる方の、この意思決定支援と、いうところにつきましてもですね、これにつきましてもワーキンググループの方でご意見賜りました。こちらについてはですね、ちょっと今後の検討課題としてですね、府としてもちょっと勉強してまいりたいというふうに考えてございます。私からは以上でございます。

○事務局

生活基盤推進課でございます。先ほどの委員の方からですね、ご発言がございましたグループホームにおける例の新聞の記事の件で、ご発言がありました件につきまして、ちょっとご説明と申しますかですね。こういう記事に関する私どもの取り組みという観点でですね、ちょっとご発言をさせていただきたいなというふうに思うわけでございます。新聞の記事ですね、お話がありましたようにこれを大阪府に特化しますと、大阪府下に9件という数字が出てございます。このうち、大阪府の所管という意味ではですね、9件のうち5件ということでございます。この5件の中身につきましてはですね、グループホーム、あるいは放課後等デイサービスの建設にあたってですね、地域遊民からのですねそういった反対運動があったということでございます。これにつきましては私どもがですね、こんな反対運動の時に対応したということにおきましては、委員の皆さまがご承知のとおりですね、社会福祉施設設計に関して、住民への同意書を求める必要はないということでございますので、それについてのご説明をしつつですね、片やですね、自立支援協議会というふうなところでもですね、十分にご納得いただくようなですね、そういった形の説明内容はですねしてきているということでございます。具体的に申し上げますと住民の方ではですね、やはり障がいの有無に関わらずですね、共に生きる社会の実現ということを行政として目指してございますし、これは全てのもので府民に対してもですね、十分にご理解と御認識をいただくと申す、そういったことが私どもにとって非常に大事なことでございますので、これが達成できますようにですね、広く啓発等を行っているわけでございますが、このときもですねそうい

ったこと等に鑑みて、十分に説明はさせていただいてきているということでございます。したがって今後ともですね、こういったことが起こった際につきましても、先ほど言いましたように、そういった障がい者施策の理念をですね、しっかりとご理解ご認識していただけるように引き続き市町村ともですね、十分に連携した上で啓発を進めてまいりたいというふうに考えてございます。なお、グループホームのですね今後の運営、あるいはその設置のあり方につきましては、先ほど申し上げた通りでございますので、割愛させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員

すいません、ちょっとだけいいですか。あの新聞記事の件なんですけどもね。大阪府は、仲介すべきか仲介する必要がないかどちらで答えられてるのか。トラブルがね起こったときってということですね。実際差別解消法でもですね、住民同意を求めないってということと、住民啓発を進めるのがいいだろうというふうに示されて、付帯決議等で示されてきてるんですけども、大阪府の方の、分厚い資料を見ましたら 7 ページのところ施設コンフリクトのところ、「人権局ホームページを活用することによって、理解促進を図っています」ってあるんですけども、実際にどんな内容でやっておられるのか、ちなみに大阪市なんかはですね、グループホームの反対運動を受けて、グループホームに特化した啓発のページとかチラシとかを作ってるんですけども、そういった具体的な取り組みなんかも進めていただけたらなと思います。

○事務局

生活基盤推進課でございます。委員からのご質問の件でございますけども、たしかに聞いた中にですね、仲介すべきだという、あるいはその仲介する必要がないという、こういった区分けでですね、記事が構成されてるという部分は確かにございますが、私ども、この仲介すべき、そうじゃないという、そういった質問にですね、直接お答えしたという事実はございません。こういった障がい者だからこういう施設については反対すると、そういった意見に関しましてはですね、あくまでもグループホーム、あるいは放課後等デイサービス等ですね、障がい者施設を建てる意義についてのご説明と、もう一つは地域のコミュニティという小地域の観点もございまして、そういった両方の意味を説明した上で、法的に、先ほど同意書は必要ないとこれは法的な問題、事実はこうなっていますと。障がい者施策を推進する我々といましてはですね、そういった差別的なご意見に対しては、十分にご理解いただくという趣旨で障がい者施策としてはですね、私どもは日頃からこういった観点でご理解等をお願いしたいということをお事業者の方を通してですね、住民の方にもご説明しようという、そういったことはやっているという事実に対して、記者にですね、お答え申し上げたというふうなことではございまして、ちょっと繰り返しになりますけども、「仲介すべき」「必要ない」とこういった区分けでですね、私どもがお答えしたという事実はございませんので、

この点につきましてはですね、ちょっと府としてもそういった区分けはしてございません。

それともう一点、大阪府にあるこの障がい者福祉の人権政策の進め方で先ほどこのA3版資料の7ページにですね書かれている施設コンフリクトの解消という部分でございますけれども、これは書いてる通りでございます、要は障がい者を含むですね人権政策の進め方、府の考え方につきましては、この人権局のホームページに総論としてですね、書かれていることございまして、具体にはですね、各部局、それぞれがですね所管してる中で人権啓発ということで一緒にやっているというところでございます。大阪市ですね、その施策の展開についてご紹介いただきました。そういったことも十分に参考にさせていただきながらですね、今後とも強力にですね、こういった所の人権啓発を進めてまいりたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

○事務局

地域生活支援課と申します。先ほど委員からご質問いただきました、福祉型障がい児施設の年齢超過者の件について回答させていただきます。障がい児入所施設につきましては原則として18歳未満の方を対象とした施設でございます、医療型についてはこれは者の方も入所できるということになっておりまして、福祉型については18歳、原則18歳までとなっております。諸制度ができましたときに、入所されておられた方につきましては、引き続き利用超過されている方についても、現在も入所されているところでございます。これにつきましては、障がい児施設を者の施設とみなして入所されていると、障がい者のサービスを利用して障がい児施設に入所されている方の問題かというふうに考えております。大阪府ではですね、この間、大阪府所管の施設に対しまして、地域移行コーディネーターの事業を平成29年度まで実施しまして、その方の状態に合わせた施設であるといったところに移行していただくような形で対策を進めて参ったところでございます。29年度末で大阪の事業としては一旦終了しておりまして、その結果先ほど委員からご紹介いただきました、この4月現在で18歳を超えている入所されておられる方っていうのは、大阪府所管の施設では13名ということになっております。大阪府所管でございます、年齢超過の方については、援護の実施は市町村の方に移っておりますので、大阪府の所管として18歳を超えて入所されてい方ですね、この13名の中には、先ほど委員からご紹介いただきました大阪市の方、おそらく48名というご紹介があったんですけども、重複されてのカウントになってる可能性もございます。施設所管としての自治体の関与と、援護の実施者としての自治体の関与の側面がございますので、所管施設以外についてですね例えば大阪府全体で18歳以上で障がい児施設に入所されている方がどの程度いらっしゃるのかということについては、この調査の是非も含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。13名というのも、障がい児施設からの移行につきましては、やはり高校卒業というのを一つのきっかけとして施設の方、ここでも支援していただいております。このため、高校3年生につきましては、例えば4月、5月の誕生日を迎えられた方っていうのは、年齢超過者、18歳以上

に含まれますので、これが 0 になるということは今後もないかと思えます。ただ国の方で検討されておられます、障がい児入所施設のあり方の議論の結果等も踏まえまして、今後も引き続き支援協力させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○小野会長

はい。ありがとうございました。現状をお答えいただいて今検討という物いくつかありましたが、委員からその人材の問題なんかも出されてますが、かなり大きい問題ですね。ちょっと今の段階でもしあればなんですが、おそらくこれは今後引き続きこちらの方からも発言が必要だと思えますので、次期計画なんかに引き継ぎながら、まずは現状共有しておくということが重要だと思えますので。ありがとうございました。

その他にまず今のところに関連する内容はございますか。はい、お願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。先ほどいただきました検討等についてちょっと総括的なことを申し上げさせていただきます。地域移行、施設入所をされてる方の地域生活への移行支援、また長期入院をされてる方の退院促進支援でありますとか、またその受け皿となるようなグループホームの整備、その中で住民の反対等によってなかなか建設が進まないといった点、重度の障がい者の方を受け入れるためのグループホームの整備、その中で支援のあり方でありますとか、意思決定支援でありますとか、また人材確保の点また就業促進ということで就労支援ということで、就労継続支援事業者への様々な支援、こういった点につきましてはですね、今現在計画、次期計画に向けての検討部会というのが、別途設けて、そこでいろいろご意見をいただいておりますけれどもなかなか大変な重い課題であるというような、我々大阪府としても認識しておりまして、その点も踏まえまして、次期計画についてしっかり考えていきたいというふうに考えてございます。

○小野会長

はい、包括的に答えていただき、ありがとうございます。まず、今の最初のところについてなんですけれども、平成 30 年度の実施状況について、いかがでしょうか。はいそれでは委員、お願いいたします。

○委員

私は今見ているのが、資料 1-2 の 3 ページ目を見えています。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、書かれている部分なんですけれども、私が私自身の体験から、地域移行がどうしても進みにくいのかということ、入院中の方に伺ってみますと、一つおっしゃるのは、現在入院中に生活保護などでカツカツで暮らしているということで、そこに加えて体験入居のようなことのための交通費が往復で、例えば片道大阪で

すと、1,500円掛ける2で3,000円かかる。それを年2回、ごめんなさい、月2回実施しましょうと言うと6000円かかる。そんなお金はどこからも捻出できないので、体験を利用してみようと思っても、利用したいというふうには言えないというふうな声が複数聞こえてきました。そういう長期入院になっている方で、お金にカツカツでやっている方々の体験利用の交通費の全額自己負担というやり方についてきちんと検討いただいて、何らかの、例えば半額サポートするとか、あるいは地域の事業者の車で送迎をしていただく。事業者の車でそうしていただいた場合には、地域の事業者の送迎バス代というところで、きちんと何らかのサポートをね、していただく。というふうな方針が緻密にきちんと組み込まれないと進んでいかないんだなあというのを感じています。

あと、加えて地域から迎えに行ってください事業者の方々の手が上がりにくいというふうに聞いています。何で手が上がりにくいんだろうということで伺ってみますと、関わって、熱心に関われば関わるほど、赤字が膨らんでいく、そういう仕組みであるというおっしゃり方をしています。すから、一番最後のところには報酬上の改善などについて国に要望していくというふうに改善策として書かれているのですけれども、国に要望していくと同時にです、どうしても熱心に関わっていただく地域の事業所の方々に対する1件幾らという、関わる回数が増える方々に対する報酬のちゃんとした評価がなされないと、赤字が増えるばかりでは苦しいという行為に対して、きちんと手当てをしていただく必要があるのではないかと感じました。そうでないと実際に長期入院の解消ということで地域に出て行ける方々が増えづらい、増えにくい環境が横たわっているなというふうに実感しておりますので、そこら辺もどうぞ予算的な処置について検討をお願いしたいと思います。

○小野会長

はい。ありがとうございます。具体的なところを出していただきました。他に、まず実施状況について何かご意見をお持ちの方はいますか。はい、一通り皆さんの方から意見を聞いて、そこで整理して次に進みたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員

委員が言われたのと同じ3ページのところです。資料1-2の3ページ。ここのですね表題がね、これまでは精神科病院からの地域移行みたいなことがあったと思うんですね。それが今は、包括的ケア支援システムですか。そういうふうに構築ということで変わってるんですね。これは基本目標を変える議論したんですかね。私このページについては二つ意見がありまして、一つはこの目標の掲げ方を変える議論をこの場でしたのかなっちゃうのが一つですね。それからもう一点はですね、地域包括ケアシステムというのは非常にね、洗練されてるといいますか、厚労省からのいろんなものも出てましてね。各会で家族は期待してるんですよ。ここで書かれてるのはですよ、協議会の設置と退院促進の話とそんな感じになってますけれども、そうでなくて、いろいろ地域移行に向けてですね、住まいの確保支援

だとか、サポートの活用とか、アウトリーチとかですね。それから大変な継続支援とかですね、家族支援とか、そういった普及啓発、そういうふうな大きい項目を含めながら、地域包括ケアシステムのところにですね、厚労省も説明してるんですよ。そういう中でね、この3ページのような格好になってしまうと、結局退院促進と、協議会の設置、そういうことにね場所を出されるといいますか、そういうことで我々としては地域包括ケアシステムの構築ってというのは非常に期待してる、やっぱりそういうことを通じての議論を深めていただきたいと思うんですけど。この3ページの作り方ってなると、一番申しました話が矮小化されるんじゃないかなと思ってます。以上です。

○委員

グループホームの件に関してですね、特に人材確保のところでは実際人材確保ができないんで事業者の受け入れができないという状況もございますので、この辺の実態について私どもとして調査をしたいというふうに思っておりますし、それから、様々な反対運動等々においてですね、建設を断念したとか、その実態調査もしたいと。運営的課題もございますので一度その調査をまとめた上で意見交換できる場をぜひ持っていただきたいというのが一つあります。

それと、委員からご指摘ありました8050の問題の大きな課題ですけれども、割とひきこもりの人の中で自閉スペクトラム症の人が結構あり、実は多いということで、私どもの法人でも、今年から訪問看護ステーションを開設しまして、それもあたり障がいに特化したということでしたんですけども、けっこうひきこもりのケースなんかをですね、実際家に入り込んでサポートするというところで、こないだ厚労省も担当部局の方と意見交換した方が「そういうのがあったんだよね」みたいなこともおっしゃってまして、一つ、こういうようなサービスを作るというか、モデル的に私どももしたいと思っておりますので、ぜひこういうアプローチの仕方があるっていうことですね、政策的にも検討していただきたいということと、それとあの一般就労への移行についてですね、就労移行支援事業所が今経営的に大変な状況になってるんですけどいうのは、利用者の確保ができない。だから雇用環境は整ってきて、一般就労の実績は上がってきてるんですね。だけどそういうのに伴って、事業者の活動ができなくて、私どもの法人になりますが、二つの就労移行支援事業所が来年度閉鎖する。1ヶ所は規模縮小するということなんですね。それについては、なかなか実績が上がらないところは撤退するのはとてもいいんかなっていうふうには思うんですけども。だけど事業の今の希望、ニーズ、実績とその辺のサービス提供事業所の関係っていうのが、どうなんかっていうのがちょっと課題としてあるんじゃないかなあと思ひまして、ぜひこの辺の就労移行支援事業所ですね今の実態、結構厳しい状況にありますので、ぜひ調査をしていただいでですね、何らかの対策をですね、していただけたらというふうに思います以上です。

○小野会長

はいありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは今の中で、事務局で整理いただける範囲でまとめていただいて、整理をして次の議題へと思いますが、まず何点か出てますので3ページあたりについての方なんですけれども。

○事務局

生活基盤推進課でございます。委員のご指摘の方からお答えさせていただきます。まずは府といたしましては、入院されてる利用者さんがですね、茶話会に出席をしていただくという、そのときにですね、ピアさんがに来ていただくということがあるんですけれども、そのピアさんのですね、送迎に当たって事業者さんにですね、今年度から事務費というような形でですね、少しでも事業者さんの方がピアさんの方で来ていただきやすいように、あるいは事業者さんの事務の少しでも助けになるようにと言うところでそういった事務費というものを今年度から付けるようにしているわけでございますけれども、なかなかその地域移行支援サービスをやっていただく事業者さんに対してですね、前段階の支援であったり、あるいは交通費というようなところでですね、なかなかそこが直接に今支援をするということはこれはちょっと難しいというふうに考えてございますので、こちらにつきましてはですね、引き続き国の方へ実態の方を申し上げながらですね、引き続き要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。委員からのご指摘のありました資料1-2の3ページの基本指針、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、いつこの目標を変えたのか、その際議論があったかという点でございますけれども、これにつきましては第5期の障がい福祉計画、これは平成30年の4月から策定しておりますものですが、この前段の第4期の障がい福祉計画は精神障がい者の方の地域移行という目標でありましたけど、第4期から第5期に変わる際にですね、国の方針に倣ってですね、こういった基本指針、目標に変えたという経過でございますので、その際にこの障がい者施策推進協議会の場でお示しをして、ご議論いただいたという経緯でございます。

○小野会長

はい、それに関して先ほどちょっとありましたように、地域包括ケアのケアシステムっていうもののイメージをどのように捉えていくかということが今後問われるというご指摘もありましたので、ぜひご確認いただければと思います。では、まず平成30年度これまでの取り組みについてご確認いただいたということでよろしいでしょうか。では委員、よろしくお願いたします。

○委員

はい。ご説明いただいた内容については質問というよりは、今後ご検討いただきたいこととしていくつか申し上げたいと思います。

地域移行のための取り組み、特に体制整備を中心に実施状況を説明いただきましたけれども、特にあのPDCAサイクル管理用シートを使って、課題等明確にさせていただいたということが非常にわかりやすく、ありがたかったと思います。ただ、もう地域移行を何年も続けていて、課題がなおあるっていうのはわかりますけれども、地域移行後の生活の改善がどうなっているのかっていう説明を実施状況の中でもやっぱりしていただきたいなというふうに思ってます。特にPDCAサイクル管理シートを使ってどのような実績について、どういう評価があり、どういうアクションが今後検討されているのかっていうこともぜひ限られた時間ではありますけれども、いくつか切り取って説明いただきたい。来年度以降の課題としてご検討いただければというふうに思います。これは要望ですので、ご回答いただく必要はないと思います。

○委員

3 ページの件ですね。目標はそういう議論されたってことちょっと記憶になくて申し訳ございません。それからこんなこの中身の話ですけども、この地域包括ケアシステムの構築って言ったときに、この3 ページの中身だけではあまりにもこの話が小さ過ぎるんじゃないかと、こういう意味でいうと、やっぱりどこかの場ですね、もう少し地域包括ケアシステムってどういうふうに考えるんだとかいったことを議論していただきたいと思うんですね。それは3 ページのこの中で議論するのか、他の場で議論するのかはありますけれども、ぜひそういうことについて検討していただきたいと思います。以上です。

○小野会長

はいありがとうございます。もしこの点だけでもあれば、すぐ答えられることと思います。お願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。委員がおっしゃったようにですね、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築についてはですね、国の方の地域生活支援事業でもこれを進めるというようなことで事業化しております、この退院促進でありますとか、その協議会の設置というだけにとどまらず、地域包括するようなケアシステムの構築、ここについてもですね、しっかりと検討議論をしていきたいなと思っております。

○小野会長

はい、関連する内容についてはここまででよろしいでしょうか。他にございますか。はい、

お願いします。

○委員

今、委員の方から、この3ページのところの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、実際、地域包括ケアシステムがどのような形の役割を果たしていくのか、あるいはそれをどういうふうに構築をしていくのかっていうようなものですね、どこでしっかりと議論されていくんだろうという、多分その辺りのご質問かなというふうに思いました。この3ページのところに書かれている内容だけではなかなかそれが見えてこないっていうことなんでしょうけれども、やっぱりこれは、最も大事なのはやはりここに書かれてます協議の場で、このシステムをどういうふうにそれぞれの地域の中で構築をして動かしていくのかをしっかりと検討しましょうということを、大阪府が示しているというふうに私はこれを見て思いますが、そういうことでよろしいんでしょうか。つまり、まだそういう意味では、大阪府の協議の場は設置済みっていうのは、これはこの推進協が協議の場ではないはずですよ。ちょっとそのあたりの説明も必要でしょうし、保健所圏域ごとの協議の場というのは、これは障がい福祉圏域18ヶ所、それを各保健所でということで、多分設定されてるんでしょうけども、そこでどういう議論がなされてきているのかとかですね。市町村に関して言えば、43市町村の中でまだ19市町村しか設置されていない。だからこのあたりをより充実をさせていくというようなことが、やはり府が主導になってやっていただいて、それぞれの圏域とか、あるいは市町村とか、そこでの精神に関する保健医療福祉の関係者が、その中でどういうふうに精神障がい者の方が、私は一番言いたいのは、地域移行だけではなくって、地域移行なされて、そこで生活をなされていくのに、その地域なり、圏域がどういうシステムを構築をしていくのかっていうことを議論しないといけないというふうに思います。ちょっとそのあたりが、何か明確にさせていただいていた方がいいんじゃないかなっていう感想です。以上です。

○事務局

生活基盤推進課でございます。委員の方からご質問いただきました、この保健医療福祉関係者による協議の場について、大阪府では設置済みとなっておりますけれども、こちらにつきましては、自立支援協議会の地域支援推進部会の中にですね、精神障がい者のことを議論しますワーキンググループというのがございまして、そちらの方をを位置づけているということでございます。それから、この保険所圏域ごとの協議の場といいますのは、中核市、政令も含めました、保健所圏域ごとの協議の場ということでございまして、委員からおっしゃっていただいた通りでございまして、この保健所圏域ごとに設置していただく場ということで、これが18圏域ございまして、現在12の保健所圏域で協議の場というものが組織をされているということでございます。市町村におきましては、市町村ごとに、この43市町村でございますけれども、作っていただくということで、共同して設置というところもご

ございますけれども、今のところ 19 市町村ということで、こちらにつきましては、この 3 ページの表のですね、平成 30 年度の評価 C のところに記載してございますように、今、設置運営に向けた手引きを作成をいたしまして市町村の方に設置の方を働きかけているところでございます。ただ、残念ながらですね、ご議論にもございますように、この中で協議をされているということは、現在のところ長期入院の退院促進というところにとどまっている状況でございます、今後これらですね、協議の場を活用して、どのような課題について議論していくのかといったところの検討を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○小野会長

はい。そういうことですが、この委員会で先ほど複数の委員から、地域包括ケアの具体的な中身をさらに進めるべきだというご意見が出ていますので、ぜひその方向でご検討いただいて、実際にどうなるんだという辺りのところまでやっぱりしっかり考えていく必要があるという、そういうご発言があったことはぜひ、重かったと思いますのでご確認いただければと思います。

それではですね、まず一点目ということで、これで終了なんですけれども、あと 2 点ございます。皆さんよろしくお願ひいたします。議題の二つ目は、大阪府障がい者施策推進協議会部会の活動報告についてということになりますので、これも事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。資料 2 をお願ひいたします。資料 2 といたしまして平成 30 年度こちら推進協にありますが各部会の活動ということで取りまとめさせていただいております。本協議会のもとにですね、30 年度は五つの部会を設置しております。こちらのうちですね、一つ目の社会福祉施設等施設整備費補助金審査委員会と、下から二つ目でございますが、身体障がい者補助犬部会といったところでございますが、この二つの部会に関しましては、申請者の方からの申請の内容であったり、審査補助提供の決定というものを行うものでございます。

それ以外の部会ということで少しご紹介をさせていただきます 1 枚めくっていただきます。まず、意思疎通支援部会でございます。意思疎通支援部会につきましては、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者に関する養成や派遣のあり方というのを審議してまいりました。意思疎通支援部会のもとにワーキングというのを設けまして、手話通訳ワーキング、要約筆記・新たな意思疎通支援ワーキング、盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループという三つのワーキングを開催させていただいております、ここでご検討いただいたものを昨年度 2 月に確認したということでございます。

続きまして、手話言語条例評価部会でございます。こちらは、手話言語条例に基づく施策

への助言と評価というものを行っていただいている部会でございます。審議結果の内容でございませけれども、手話言語条例に基づく取り組み、聴覚障がい児の言語としての手話獲得支援に関わる高度な専門性の確保、および乳幼児期手話獲得ネットワークの本格的な運用についての報告説明というものを事務局から行いまして、委員の皆様から評価、助言をいただいたというものになっております。

最後にアートを活かした障がい者の就労支援企画部会というものでございます。こちらは、アートを活かした障がい者の就労支援を検討しているものでございまして、こちらも部会におきまして、これまでの成果と今後の構成について確認をいただいたというものでございます。以上簡単でございますが、説明でございます。

○小野会長

これについては、皆さんからも、直接何か関わってる方もいらっしゃるかもしれませんが、そのあたりでご意見ご質問があれば、よろしくをお願いします。

○委員

一方でですね、自立支援協議会がされていまして、今言われたように地域移行ですとか地域拠点あるいは相談支援などについて、ワーキンググループは退院促進を含めてですね、ワーキングされてると思うんですけども、自立支援協議会はちょっと、推進協とは違うということで、全く報告されないんですが、計画にあたってはですね、いろいろ基盤面をどうするんやっていうことが課題になりますんで、ぜひ自立支援協議会の各部会についても報告していただくようお願いしたいなと思います。

○小野会長

ちょっとそのあたりの区分けの仕方を少し整理だけしてもらえますかね。ここではどういうところまで行かということについて。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。委員からご意見頂戴いたしましてありがとうございます。計画の件に関しましては、計画検討部会の方で、またちょっと次の議題になってしまっただけなんですけど、今年度、今ご説明したのは30年度と書いてございますが、今年度令和元年度におきまして、一つ計画検討策定部会というものを設置をしています。この中の意見具申というのをこの検討部会の方でご検討いただいているんですが、この中に各自立支援協議会における報告内容についても網羅できるような形にというふうに思っておりますので、この中でまた最終、意見具申案については成案というものをこちらの協議会の方でいただくというような形にしておりますので、こちらでまず整理をさせていただければありがたいなというふうに思っております。

○小野会長

はい、ということだそうです。この部会については、何かご意見ございますか。よろしいですか。はい、では、ありがとうございます。

それではもう一つ重要なテーマ最後でございます。第三の議案ということになります。第5次大阪府障がい者計画策定検討部会委員の方からの検討状況についてということで現行の第4次計画については、この期間が再来年、来年度ですね、令和2年度末までとなっておりますので、今年度から第5次の計画について策定検討部会というものを、本協議会の下に設置しています。新たな計画の策定に向けた議論が進められているということになっておりますので、現時点での議論の状況について、計画部会長である委員の方から説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員

はい、では、資料3について説明をさせていただきます。資料3の方は3枚ありまして、1番目がこれまでの審議内容等がまとめられています。2枚目が審議日程等審議内容が書いてあるスケジュールがついています。3枚目は第4次障がい者計画後期計画の概要版がついていますので併せてご覧ください。

まず前提条件として、口頭で説明させていただきますが、第5次大阪府障がい者計画策定検討部会は、再来年度、令和3年度からスタートする第5次大阪府障がい者計画について同内容を検討するために、今年の5月から部会の方で検討を始めています。この部会では障がい当事者の方やそのご家族の方、関係者の方、学識経験者などが様々な立場で参画していきまして、先月までに4回開催して、毎回、予定の2時間で終わらないぐらいの時間で議論を重ねています。部会の役割としましては、今年度中に、来年の3月末までに第5次計画への提言である、意見具申案をまとめることになっています。今年度内にあと2回開催予定がありまして、まだ議論の途中ですけれども、本日までのところの経過を説明させていただきます。

資料3、一番先にめくっていただいて日程の方を見ていただけますでしょうか。これまでに、第1回から第3回までの部会で、現行計画の大きな枠組みと、地域を育む政策、生活場面ごとの政策について、ニーズ調査等の分析も交えながら検討してきました。それで先月ありました第4回の部会において、意見具申の構成でありましたり、基本理念基本原則各政策の目指すべき姿について議論を行ったところです。今後、第5回、第6回と、1月と3月に予定されていまして、素案のまとめ、それ最終的には意見具申案として、まとめ上げる予定になっています。

資料3の1枚目に戻っていただけますでしょうか。時間が押してますので簡単に説明をさせていただきます。まず一番上の計画のポイントのところですけれども、計画の大きな枠組みとしましては、基本的な構成などは、現在の第4次計画後期計画を踏襲しつつ、計画期間に関しては、他の障がい関係の計画との兼ね合いもありまして6年間、令和3年度から

令和8年度末までの6年間とするということになっています。障害者権利条約でありますとか、さっきよく言われていますSDGs、あと大阪関西万博等の基本理念等を反映するとともに、共に生きる社会の実現へ向けた地域を育む視点を基本原則、基本理念等へ反映させるということになっています。

それで審議経過等は先ほど説明した通りなので飛ばしますが、次の基本理念、基本原則、最重点政策に関しましては、これはまだ議論の途中でして、前回の部会で事務局の方から提案された資料をもとに、ここで書かれてありますのでまだ次の部会が開催されてないのちょっと議事録等の確認が済んでいないので、資料の段階ということで、説明をさせていただきますが、基本理念としては、次期の計画に向けた指針案では、「全ての人々が支え合い、包容され、共に生きる自立支援社会づくり」というのを基本理念とするということに資料が出されています。ちょっと内容に関しましてはその下に書いてある内容をご覧いただけたらというふうに思っています。基本原則に関しましては、障がい者差別・虐待の禁止と尊厳の保持、合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実、多様な主体の協働における地域育成、あらゆる分野における大阪府全体の底上げ、真の共生社会インクルーシブな社会の実現を基本原則として前回の会議では資料として提出されています。最重点施策に関しましては、基本的には現在の第4次後期計画を継承するという形で進めていくという資料が出されています。これに関しまして、前回いろいろ議論がありましたので、それに関しましては次回の部会の中でまた議事録等として提出されますので、それを踏まえてからの報告と、最終報告になってしまいますけれども、させていただきたいというふうに思います。それで次の地域を育む部政策の推進ということについてなんですけれども、地域を育む政策についても様々な意見が出されました。出された意見を大きく二つに分けて、障がい者の命と尊厳の保持、障がい理解の促進と合理的配慮の追求、関係機関による強固なネットワーク作り等に関しましては、計画の新たな理念として、基本理念や基本原則等に反映させていってはどうかっていう提案が、資料としては出されました。もう一点の方は、人材確保と育成、ユニバーサルデザインの推進、ICT等先端技術の活用、大阪全体の支援体制強化という点に関して、この後説明します各生活場面と連動させて、第4次後期計画にも書かれてありますが、それらの内容を整理してさらに具体化していこうということになりました。続きまして下の各生活場面についてですけれども、各生活場面についても様々な議論がありました。特に地域で暮らすということであるとか、学ぶ教育ということ、目指すべき姿はどうあるべきかなどについては、様々な意見が出まして、今後整理していくということになっています。今後のスケジュールに関しましては、今日は中間報告ということで、こういう形でさせていただきますという報告になります。

先ほども申し上げましたが、今年度内に意見具申案として取りまとめさせていただいて、次回のこの会議ですね、推進協議会で報告し、成案として、府の方に提言を届けるということになっています。その意見具申をもとにして、この会議の中で計画を審議していただくという形になってますので、さらにもうお願いをしたいと思います。

はい、ちょっと短いかもしれませんが、まだご意見の時間を取っていただけたらと思いますので、以上です。

○小野会長

はい、ありがとうございました。ということで、第5次の計画策定検討部会の方からの報告ということになりました。皆さんの方からここについては何かご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

次期の計画ということで、今いろいろ議論されてるということでございますけど、一点だけちょっとご留意いただきたいなということで申し上げたと思います。国の動きを十分これから踏まえていただく必要があるかなというふうに思いますというのが意見でございます。特に今、福祉の国の流れというのは地域共生社会の実現という形で言われてますので、国の方の社会保障審議会福祉部会の方ですね、地域共生社会の実現のためのいろいろな議論がされてます。一つは断らない相談支援、それから参加支援、それから地域作りに向けた支援、この三つの機能を一体的に提供していくということでの必要性というのがいろいろ議論されているというのが国の今の動向でございます。市町村が実施主体となってということで、国の社会保障審議会福祉部会で議論されているということでございますので、それを踏まえた形で今後、厚生労働省の方で制度設計がされるというふうに思います。今までは分野別に対応してきたと、それを包括的にやっていくというのが大きな福祉の流れでございますので、そのそれぞれの分野での専門性を生かしてそれぞれやっていくというのは当然あるんですけども、そういったところでの包括的な対応ということが今大きな流れでございますので、その国の動きですね、その動向を注視しながら、それを意識した形ですね、次期計画に盛り込んでいただくということをお願いしたい。よろしくお願ひします。

○小野会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。原案で、いろいろ理念ですとか基本理念あたりも出てきておりますが、さらにはもうちょっと具体的なところに入っていく前に皆さん方から何かあればということでございました。ちょっと他の資料関係も少しついてるじゃないですか、そのあたりについて何かあれば。

○委員

まず、先ほどはご意見ありがとうございました。次の部会でも少しその話はしていきたいなと思いますし、多分事務局の方でも国の動向は把握されてはいますので、取りまとめ最終段階に向けて議論があるかなというふうに思います。二枚目、三枚目について特に何か説明をしなければいけないということでもないので、ここで部会の議論を繰り返す

のも自分では良くないかなとも思うんですけども、先ほどから話があります地域移行地、地域で暮らすってような辺りについては、障がい者福祉の世界ではほとんどの議論はみんなが同じ方向を向いていて、それほど意見が食い違うということはないんですけども、やっぱり地域で暮らすってあたりのことに関しましては、やっぱり入所施設とか、社会的入院の問題であるとか、先ほどからご意見いろいろありました。地域で暮らした後の生活とか、地域で暮らすことが今とても大変な状況になっている人を、そのままにしておいていいのかってような議論とかですね、たくさんありましたので、それらをどうまとめていくかってあたりのところがちょっと難しいというか、多分全体としては向かっている方向は、基本理念的には同じなんだと思うんですけども、そこに向かう途中のプロセスの段階で、やはりしんどい状況にある方たちっていうのが出てきてしまうっていうのが、ちょっと計画部会を担当していて、悩ましいところだなというふうに思いますので、その計画を作って、先ほどからいろんな話がありますが、計画はあくまでも一つの目標として理念的には設定されているんですけども、それを実現していくプロセスの段階であらゆる状況にある人が、ちょっと言い方悪いですけど取りこぼしがないような形で、政策を作って進めていくってことが重要なことというふうには思っています。ちょっとわかりにくい話だったかもしれませんが、すいません。

○小野会長

はい、ありがとうございます。ここでも、今日でもいろいろその辺りが出てきましたので、かなり検討されていくんだろうなということですが、先ほど委員の方からもありました通り、まずこの計画策定検討部会の方で意見具申案ですよ、それを整理していただいて次回のこの推進協議会の方で報告をしていただくこととなります。その上で、その内容について、本協議会の方から大阪府へ意見具申として提案するという、そういう順番になっておりますので、ぜひ次回に向けてもこのあたり重要な点になっていくと思いますので、皆さんご確認いただければと思いますし、先ほどちょっと紹介もありました通り、福祉全体としても非常に大きな動きを見せているところですので、策定部会の方でもそのあたりの動向を見極めながら検討を進めていただきたいというふうに考えております。

はい、すいません、それで皆さんのお手元の方ですね、今回の資料1枚ものとして委員の方から意見をいただいておりますのでご紹介ご確認いただければと思います。特に内容はちょっと、特段読み上げませんが、こういうふうな要望をいただいているということで、確認をしていただければと思います。

はい、ありがとうございます。議題の4っていうのがあるんですけど、議題の4、その他ということになります。こちらについて事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

そうしましたら議題の4ということで、報告事項といいますが、ご確認いただきたいこと

ということで二つご用意をしています。資料 4-1 でございます。それぞれにつきまして、担当の方からご説明させていただきます。

○事務局

自立支援課と申します。資料 4-1 でございます。大阪府障がい者政策推進協議会の要綱なんですけれども、こちらを改正させていただきたく、案として今回お持ちいたしました。我々の方では三つ目でございます文化技術部会という部会を所管しております、こちらをもともとは障がい者文化技術部会という名前で設置しておるところなんですけれども、今回先ほどからの話が出ております、第5次計画への意見具申をまとめるに当たりまして、部会委員の先生方との意見交換の中で、方針が明確になったために、部会の名称を変更したいと考えております。その方針ですけれども、調査審議する事項というところに記載しております文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境作り等に関する事務について検討していくという部会でございますので、この障がい者というのは取りたいというふうに考えております。簡単に申し上げますと、文化芸術の世界に障がいがあるとかないとかいというのは関係ないということで、改名したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○事務局

続きまして資料 4-2 について、ご説明いたします。障がい福祉企画課と申します。それでは資料 4-2 をご覧いただきたいと思っております。大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の見直し案についてでございます。見直しとなっておりますけれども、端的に申し上げますと、有効期限の延長というのを検討しているというところでございます。その検討状況をご報告させていただきますとともに、もしご意見があればいただけたらというふうに考えております。そういう趣旨で、その他案件として挙げさせていただいております。

まず制度の概要についてですが、大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度につきましてには障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるように、公共施設や商業施設などにおいて、車椅子利用者用駐車区画と、もう一つは、車椅子利用者以外の移動に配慮が必要な方のためのゆずりあい駐車区画をご利用いただくための利用証というのを、大阪府が発行する制度となっております。現状につきまして簡単に説明を申し上げますと、利用証には有効期限がありまして、これはけが人等を除いて 3 年間を期限としております。これはちなみになんですけれども全国の中で最短となっております、参考としまして資料の方の方にですね、点字版では 2 ページ目の下段に、近隣府県の状況を記載しておりますが、近隣府県ではいずれも有効期限は 5 年間となっております。府では有効期限が 3 年となっておりますため、平成 29 年度から本格的に更新申請が始まり、利用者によってはですねこの 2 月から 2 度目の更新時期を迎えるというような状況になっております。令和元年 11 月末日現在の利用証交付延べ数および駐車区画数につきましては、墨字版では

中段四角囲みの中、点字版では 2 ページ目中段に記載の通りでございます。方向性として、利用証の制度は定着しておりまして、また制度運用に支障が生じるような利用証自体についての不適正利用ってというのはこれまで発生しておりません。これらの状況も踏まえまして、理由として、利用者の方に更新手続きの負担感の軽減や、また他府県等の動向も勘案いたしまして、有効期限を 5 年に見直してはどうかというふうに考えておるところでございます。今回の見直しを行う場合、時期としましては、市町村への周知等も含め来年度 4 月 1 日での要綱改正を想定しております。説明は以上になります。

○小野会長

はい、ということで 2 点ですね、出てきました。提案がありましたが、何かございますか。このことに関して、特に 2 点目はあれですか、大阪が最短だったということがわかってしまったんですけど、かといってそれ以上延ばすということである。横並びの 5 年間でございますが、よろしいでしょうか。

はい、お認めいただいたということでこの方向で進めていくということで確認致します。ありがとうございました。それでは本日の議題については以上ということになりますのでありがとうございました。事務局の方にマイクをお返しいたします。

○事務局

障がい福祉室長の奥村でございます。本日は長時間にわたりまして、ご意見をいただきまして誠にありがとうございます。地域ごとの課題、それから精神障がい者の方の地域包括ケアシステム、課題等ですね、様々なご意見をいただいたところでございます。今日いただきました貴重なご意見を踏まえまして、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。また、今日の議題にもございましたけれども、令和 3 年度からの新たな大阪府の障がい者計画の策定に向けまして、計画部会において検討を深めていただいております。次年度におきましては本協議会から府の方に意見具申をご提言をいただくというふうなことでございます。皆様方からいただく意見具申をしっかりと受け止めて、新たな計画策定に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが引き続き、大阪府の障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。本日は長時間ありがとうございました。

○事務局

以上で第 47 回大阪府障がい者政策推進協議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。